

## 著作権法・不正競争防止法に関する近時の重要な裁判例



弁護士 岡田 淳  
TEL. 03-5220-1821  
[atsushi.okada@morihamada.com](mailto:atsushi.okada@morihamada.com)



弁護士 上村 哲史  
TEL. 03-6266-8508  
[tetsushi.kamimura@morihamada.com](mailto:tetsushi.kamimura@morihamada.com)



弁護士 一井 梨緒  
TEL. 03-5220-1904  
[rio.ichii@morihamada.com](mailto:rio.ichii@morihamada.com)



弁護士 高久保 香子  
TEL. 03-5220-1934  
[kyoko.takakubo@morihamada.com](mailto:kyoko.takakubo@morihamada.com)

### I. はじめに

令和6年に下された東京高等裁判所令和6年6月19日判決〔バンドスコア事件〕及び知的財産高等裁判所令和6年9月25日判決〔TRIPP TRAPP事件〕は、著作権法・不正競争防止法に関する重要な論点について、それぞれ新たな判断を示しました。

東京高等裁判所令和6年6月19日判決〔バンドスコア事件〕は、原告が出版したバンドスコアを模倣して制作されたバンドスコアがウェブサイト上に無断で公開されたとして一般不法行為の成否が争われた事案です。この判決は、著作権法による保護を受けない情報について一般不法行為の成否を判断した北朝鮮映画事件最高裁判決以降はじめて、同判決のいう「特段の事情」の有無を明示的に判断しました。

また、知的財産高等裁判所令和6年9月25日判決〔TRIPP TRAPP事件〕は、ノルウェーの子供用品

メーカーであるストッケ・エイエスが展開する TRIPP TRAPP という商品名の幼児用椅子について、不正競争防止法上の商品等表示該当性及び著作権法上の著作物性に関する判断を行いました。この判決では、当該幼児用椅子の商品等表示該当性は認めたものの、被告製品との類似性は否定し、不正競争行為該当性については否定しました。また、当該幼児用椅子の著作物性についても否定しています。

これらの著作権法及び不正競争防止法に関する判決は、実務にも大きな影響を与えうるものと考えられますので、今回のニュースレターでは、これらの判決について解説するとともに、実務上のポイントについても説明します。

## II. 東京高等裁判所令和 6 年 6 月 19 日判決〔バンドスコア事件〕

### 1. 事案の概要

本件は、多数の楽譜を電子媒体及び紙媒体で出版・販売する株式会社である原告(控訴人)が、被告(被控訴人)会社において原告の制作・出版するバンドスコア(バンド音楽の各パートが全て記載された楽譜)を模倣して制作された 600 曲あまりのバンドスコアをウェブサイト(以下「被告サイト」といいます。)で無料で公開され、当該行為により原告が制作するバンドスコア(以下「原告スコア」といいます。)の販売冊数の減少を招き原告の営業上の利益が侵害されたとして、民法 709 条の不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事件です。被告会社は、被告サイト上で多数のバンドスコアを無料公開することにより広告収入を得ていました。原告は、平成 30 年 6 月 3 日、被告会社に対し、原告スコアを被告サイトで公開しているとして、公開終了を求める文書を送付したところ、被告会社は、同月末頃に被告サイトを閉鎖しました。

バンドスコアそれ自体は、後述のとおり、一般に著作権法で保護される著作物には該当しないものと考えられています。そのため、原告は、はじめから著作権侵害を主張せずに、著作権法の保護を受けない著作物の利用が不法行為に該当する場合について判断した北朝鮮映画事件の最高裁判決(最高裁平成 23 年 12 月 8 日第一小法廷判決・民集 65 巻 9 号 3275 頁)を引用の上、同判決にいう「特段の事情」が認められるとして、一般不法行為の成立を主張していました。第一審(東京地裁令和 3 年 9 月 28 日判決〔平成 30 年(ワ)第 19860 号、第 33090 号])は、北朝鮮映画事件の最高裁判決にいう「特段の事情」が認められるかといった議論に立ち入ることなく、単に被告の行為が原告スコアの「模倣」に該当しないことを理由に請求棄却としました。これに対し、本判決は、第一審の判断を覆し、北朝鮮映画事件の最高裁判決にいう「特段の事情」が認められるとして、一般不法行為の成立を認めました。

以下では、まず前提として、本判決で引用されている北朝鮮映画事件を概観した上、本判決の内容について、不法行為の成否に関する論点を中心に解説します。

## 2. 前提—北朝鮮映画事件の最高裁判決とその影響

北朝鮮映画事件では、テレビ局がニュース番組中の企画で北朝鮮の映画(以下「本件映画」といいます。)を放映した行為について、著作権(公衆送信権)侵害の成否等が問題になりました。同事件の第一審は、本件映画が、我が国が国家として承認していない北朝鮮の著作物であったため、我が国の著作権法の保護を受ける著作物の範囲を定めた著作権法 6 条 3 号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に当たらないとして、著作権侵害の成立を否定しました。これに対し、同事件の控訴審は、本件映画が著作権法 6 条 3 号に定める著作物に当たらず著作権侵害は成立しないとの第一審の判断は踏襲しつつも、著作権侵害は成立しなくても、一般不法行為(法的保護に値する利益の侵害)の成立を認めました。そのため、著作権法の保護を受ける著作物に該当しないものの利用について一般不法行為が成立するのか、成立するとすればどのような場合なのかが問題となりました。

この点につき、北朝鮮映画事件の最高裁判決は、「著作権法は、著作物の利用について、一定の範囲の者に対し、一定の要件の下に独占的な権利を認めるとともに、その独占的な権利と国民の文化的生活の自由との調和を図る趣旨で、著作権の発生原因、内容、範囲、消滅原因等を定め、独占的な権利の及ぶ範囲、限界を明らかにしている。同法により保護を受ける著作物の範囲を定める同法 6 条もその趣旨の規定であると解されるのであって、ある著作物が同条各号所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的保護の対象とはならない」との原則を述べた上で、「同条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。」と判示し、結論として「原告が主張する本件映画を利用することにより享受する利益は、同法が規律の対象とする日本国内における独占的な利用の利益をいうものにほかならず、本件放送によって上記利益が侵害されたとしても、本件放送が原告に対す不法行為を構成するとみることはできない。」として一般不法行為の成立を否定しました。

北朝鮮映画事件の最高裁判決が登場する以前は、下級審において、著作物の該当性や著作権侵害を否定しつつも一般不法行為の成立を肯定する裁判例が複数存在しました(例えば、知財高裁平成 17 年 10 月 6 日判決[ヨミウリ・オンライン事件]、東京地裁平成 13 年 5 月 25 日判決[翼システム事件]等)。しかし、北朝鮮映画事件の最高裁判決以降は、著作権侵害が否定されるケースで「特段の事情」を認めて一般不法行為の成立を認める裁判例が長らく登場することはありませんでした(「特段の事情」を否定した裁判例としては、例えば、大阪高裁平成 26 年 9 月 26 日判決[ディスプレイフォント事件]、東京地裁平成 26 年 3 月 14 日判決[旅 nesPro 事件]、知財高裁令和 3 年 9 月 29 日判決[放置少女事件]等)。

このような状況において、令和 6 年に至って不正競争防止法の適用が否定されるケースについて一般不

法行為を認めたケース(札幌地裁令和6年2月27日判決)が登場するなどしていたところ、北朝鮮映画事件の最高裁判決以降はじめて、著作権侵害が認められないケースについて、同判決のいう「特段の事情」を認めて一般不法行為の成立を認めた裁判例として本判決が登場しました。

### 3. 本判決の内容

まず、本判決は、バンドスコアの著作物性につき、「バンドスコアは、著作権法6条各号所定の同法による保護を受ける著作物に値しない」と判示しました。

次に、本判決は、バンドスコアの模倣による不法行為の成否につき、「…同条(注:著作権法6条)各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である(最高裁平成23年12月8日第一小法廷判決・民集65巻9号3275頁〔北朝鮮事件〕)。…バンドスコアの制作者が採譜にかけた時間、労力及び費用についてフリーライドすることが許されるとしたら、…バンドスコアを制作しようとするインセンティブは大きく損なわれ、…採譜によるバンドスコアの供給が閉ざされる結果になりかねない。…ひいては、バンドスコアに限らず、採譜によって制作される全ての楽譜が制作されなくなって、音楽出版業界そのものが衰退し、音楽文化の発展を阻害する結果になりかねない。バンドスコアの採譜を取り巻くこのような事情に鑑みれば、…高度かつ特殊な技能の修得に要する時間、労力及び費用に対するフリーライドにほかならず、営利の目的をもって、公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様を用いて市場における競合行為に及ぶものであると同時に、害意をもって顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行為であって、著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するものといえるから、最高裁平成23年判決のいう特段の事情が認められるというべきである。」(下線は筆者が付した。)と判示しました。そして、本判決は、「模倣」の有無につき、「…『基本となる演奏情報』がほとんど全て一致し、そのような事象が単一のパートに限られず、バンドスコア全体に及んでいるか」という観点から、原告が具体的に根拠を挙げて模倣を主張していた11曲について個別的具体的な検討を行い、原告特有の表記や誤りの一致、一致率等を勘案し、模倣が認められると認定しました。また、上記の11曲以外の楽曲についても、「…被控訴人会社(注:被告会社)が控訴人(注:原告)スコアを入手しこれをあらかじめ採譜者に送付して被控訴人スコアを制作していた楽曲…である限り、模倣性につき個別具体的な立証がない楽曲も含めて、被控訴人会社は控訴人スコアを模倣したものと推認するのが相当である」と判示し、結論として、全ての楽曲について模倣を認めました。その上で、本判決は、原告が被った損害額につき、原告の主張するサンプリングによる算定方法につき相応の根拠があるものと認められるものの、そのまま採用することはできないとして、民事訴訟法248条の趣旨を踏まえて原告主張試

算額の 1 割である約 1 億 5,000 万円を逸失利益と認定しました<sup>1</sup>。

## 4. 本判決の検討

### (1) バンドスコアの著作物性について

バンドスコアの著作物性を問題とするならば、本来、著作権法 2 条 1 項 1 号所定の「著作物」(=「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」)に該当するか否かを検討することになるはずですが、しかし、本判決は、唐突にバンドスコアは同法 6 条所定の著作物の該当性を議論し、同条所定の著作物に値しないと判断しています。この点には、やや違和感がありますが、これは原告の引用する北朝鮮映画事件の枠組みが適用される場面であることを意識してのものではないかと考えられます。

バンドスコアは、クラシック音楽の楽譜とは異なり、演奏者による演奏が先にあり、それを採譜者がいわゆる「耳コピ」した上で、音楽を忠実に再現することを目的として楽譜が制作されるのが通常です。バンドスコアにおいて、音楽を譜面上に再現するための方法(書き方等)は一定の決まったルールに従って行われますので、その性質上、作成者の創作性を発揮する余地が少なく、通常、バンドスコアそれ自体には著作物性が認められないと考えられます<sup>2</sup>(そのため、原告もバンドスコアそれ自体の著作権侵害を主張しなかったものと考えられます。)。本判決も、バンドスコアそれ自体に著作物性が認められないことを前提として、北朝鮮映画事件の最高裁判決の判断枠組みに当てはめるため、著作権法 6 条所定の著作物にも該当しないことを指摘しているのではないかと考えられます。

なお、バンドスコアに記載されている(再現されている)音楽そのものは「音楽の著作物」(著作権法 10 条 1 項 2 号)として著作権法の保護が及んでいますので、バンドスコアを複製等して利用する場合には、原則として、そこに記載された音楽の作曲者・作詞者又は著作権管理団体といった著作権者から許諾を得ることが必要になります。本判決からも、被告会社も JASRAC と NexTone に楽曲の使用申告をしていたことが伺われます。

### (2) 一般不法行為の成否について

前述のとおり、北朝鮮映画事件の最高裁判決以降も同判決のいう「特段の事情」の有無が問題となったケースは多数あり、一般不法行為の成立が否定されてきました。そして、本判決で問題となったバンドスコアの模倣行為も複製という典型的な利用行為を対象としたもののようにも思われます。しかし、本判決では、

<sup>1</sup> 本判決は、模倣の認定、民事訴訟法 248 条の趣旨を踏まえた損害の認定といった論点についても興味深い判断がなされていますが、本稿では紙面の都合上、詳細な展開は割愛します。

<sup>2</sup> なお、平成 26 年の著作権法改正の検討段階において、版面の利用について(著作権による保護ではなく)著作隣接権を創設して保護することについて議論がなされましたが、結局、その実現には至りませんでした。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害として、「特段の事情」が認められました。本判決が他のケースと結論を分かちポイントはどこにあったのでしょうか。

この点、本判決は、時間・労力・費用といった「額に汗」をフリーライドすることはバンドスコア採譜のインセンティブを大きく損なうことを「特段の事情」を認める大きな要素としているようにも読めます。

しかし、前述のとおり、北朝鮮映画事件の最高裁判決以降は、フォントベンダーが有償で使用許諾していたフォントを外注先が無断使用したケース(前記[ディスプレイフォント事件])と労力をかけて制作した旅行会社のシステムに含まれるデータベースを流用したケース(前記[旅 nesPro 事件])では、いずれも著作物性を否定した上で「特段の事情」が否定されています。著作物の適切な保護範囲を画するという観点から単なる「額に汗」を保護しないというのが著作権法の基本的な考え方であり、本判決も単に「額に汗」のフリーライドというだけで一般不法行為の成立を認めただけではないと考えられます。本判決は、被告の模倣行為がフリーライドであることに加えて、「営利の目的をもって、公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様を用いて市場における競合行為に及ぶものである」と同時に、「害意をもって顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行為」である旨を判示していることからしても、被告の模倣行為が単なる額に汗のフリーライドを超えて自由競争を逸脱する営業妨害的な行為であったことを重視したものと考えられます。その背景には、バンドスコアを取り巻く業界の事情に鑑み、被告と同様な行為が横行すれば、原告ひいては音楽出版業界の採譜の利益が過度に失われることを軽視できないという判断もあったのではないかと考えられます。これらが本判決を他のケースと結論を分かちポイントになったように思われます。

北朝鮮映画事件の最高裁判決以前に一般不法行為が認められたケースの中では、(著作物性が認められない)ニュースの見出しの模倣行為について自由競争を逸脱するものとして一般不法行為の成立を認めた前掲のヨミウリ・オンライン事件の判決が本判決に近いように思われます。

北朝鮮映画事件の最高裁判決の「特段の事情」の解釈をめぐる様々な考え方があるところであり、また、本件は上告されていますので、今後の議論の展開や最高裁の判断が注目されます。

[上村 哲史、高久保 香子]

### Ⅲ. 知的財産高等裁判所令和 6 年 9 月 25 日判決[TRIPP TRAPP 事件]

#### 1. 事案の概要

知的財産高等裁判所令和 6 年 9 月 25 日判決(以下「本判決」といい、原判決である東京地方裁判所令和 5 年 9 月 28 日判決を「原判決」といいます。)は、TRIPP TRAPP という商品名の幼児用椅子(以下「原告製品」といいます。)をデザインした家具デザイナーから原告製品に係る著作権の譲渡を受けたピーター・オプスヴィック・エイエスと当該著作権の独占的利用権を取得したストッケ・エイエス(以下、両者と併せて「原告

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

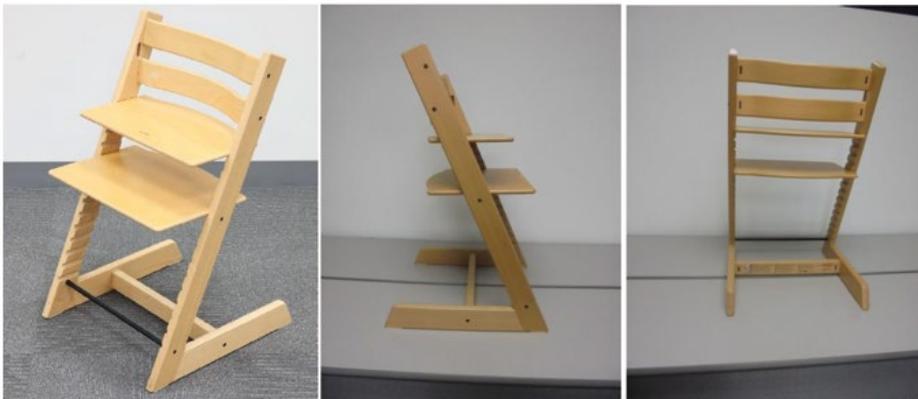
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

## MORI HAMADA

ら」と総称します。)が、被告製品を製造する株式会社 Noz(以下「被告」といいます。)に対して被告製品の製造販売等の差止め、廃棄及び謝罪広告の掲載を求めるとともに損害賠償を請求した事案です。原告らは、被告による被告製品の製造販売等の行為は、(ア)原告製品の商品等表示として周知又は著名なものと同一の商品等表示を使用する不正競争行為に該当し、(イ)仮に不正競争行為に該当しないとしても、原告製品の著作権及びその独占的利用権の各侵害行為を構成し、(ウ)仮に不正競争行為に該当せず又は著作権及びその独占的利用権の各侵害行為を構成しないとしても、取引における自由競争の範囲を逸脱する行為であり、原告らの営業上の利益を侵害すると主張しました。以下では、(ア)及び(イ)に関する判示について概説します。

なお、原告製品及び被告製品の形状は下記のとおりです(東京地裁令和 5 年 9 月 28 日判決別紙より引用)。

### 【原告製品】



### 【被告製品(うち一つ)】



## 2. 本件の関連規定

### (1)商品等表示該当性について

不正競争防止法 2 条 1 項 1 号は、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

一・類似の商品等表示を用いて、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為を禁止しているほか、同項 2 号は、他人の著名な商品等表示と同一・類似のものを用いる行為を禁止しています。

ここで、商品等表示とは、人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器もしくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいうとされているところ(不正競争防止法 2 条 1 項)、商品の出所を示す表示(商品表示)と営業の主体を示す表示(営業表示)を合わせたものであり、ある事業者の商品・営業と他の事業者の商品・営業を識別する機能を持つ表示であるといえます<sup>3</sup>。

前述のように、法律上は具体例として氏名、商号、商標、標章、商品の容器・包装が例示されているものの、実際はこれらに限られず、商品の形態も商品等表示となり得るとされています。但し、商品の形態は、本来的には商品としての機能・効用の発揮や商品の美観の向上等のために選択されるものであるため、商品の出所を表示するものではないことが通常である一方で、例外的に、①特定の商品の形態が同種の商品と識別し得る独自の特徴を有し、かつ、②それが長期間にわたり継続的にかつ独占的に使用され、又は短期間であっても強力に宣伝されるなどして使用された結果、自他商品識別機能を有するとして商品等表示に該当する場合があると解されています<sup>4</sup>。

### (2) 応用美術の著作物性について

著作権法 2 条 1 項 1 号は、著作物を思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいうとしています。ここで、実用に供され、あるいは産業上利用される美的創作物である応用美術について、著作物性が認められるといえるかが問題となります。

応用美術の著作物該当性については従来から活発な議論が交わされており、様々な学説がありますが、大別すると、実用性があつたり、大量の複製を前提とするような場合には、美術の著作物の範疇に入らないとする考え方(否定説/純粹美術限定説)と、実用性があつたり、大量の複製という理由だけでは「美術の著作物」の範疇外となるものではないとするという見解(肯定説/応用美術肯定説)の対立が見られます<sup>5</sup>。一方、裁判例では、応用美術については、実用品の面を離れて美の表現において実質的制約を受けることなく専ら美の表現を追求して制作されたものと認められる場合や、鑑賞の対象として絵画・彫刻等の純粹美術と同視し得る場合に美術の著作物として保護されるという解釈論を採用することが多い<sup>6</sup>とされています<sup>7</sup>。

<sup>3</sup> 茶園成樹「不正競争防止法[第 2 版]」(有斐閣、2019 年)19 頁。

<sup>4</sup> 同上。

<sup>5</sup> 半田正夫、松田政行「著作権法コメンタール 1 [第 2 版]」(勁草書房、2015 年)47 頁。

<sup>6</sup> 中山信弘「著作権法[第 4 版]」(有斐閣、2023 年)213-214 頁。

<sup>7</sup> 知財高判平成 26 年 8 月 28 日<ファッションショー事件>は、「実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」を著作物として保護すべきであると判示しており、知財高判令和 3 年 12 月 8 日<タコの滑り台事件>でも同様の基準を採用したといわれています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

---

### 3. 前提—知的財産高等裁判所平成 27 年 4 月 14 日判決について

---

原判決及び本判決より前に、原告製品と同様の形状の製品に関して、不正競争防止法の商品等表示該当性及び著作物性が争われた事案(知的財産高等裁判所平成 27 年 4 月 14 日判決(以下「平成 27 年判決」といいます。))がありました。原告らは原判決及び本判決と同様ですが、被告及び被告製品は異なります。

平成 27 年判決においても、原判決及び本判決と同様に著作物性及び商品等表示該当性が検討されました。

まず、著作物性については、「応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり(証拠略)、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである」として、応用美術についても広く著作権法による保護を認める立場を採用し、原告製品について著作物性を認めました。もっとも、平成 27 年判決の被告製品が原告製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえないとして、著作権侵害を否定しました。

商品等表示該当性については、商品の形態が特別顕著性及び周知性を有していれば、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の「商品等の表示」に該当するものといえるとした上で、原告製品の商品等表示該当性を認めたものの、平成 27 年判決の被告製品との類似性を否定し、不正競争行為該当性を否定しました。

なお、平成 27 年判決の被告製品のうち一つの形状は下記のとおりでした(知財高裁平成 27 年 4 月 14 日判決別紙より引用)。

## 2 被控訴人製品 2

### (1) 写真



【正面】



## 4. 原判決について

原判決は、原告らの請求をいずれも棄却しています。

### (1) 不正競争行為該当性について

原告らは、原告製品のうち、左右一対の側木の 2 本脚であり、かつ、座面板及び足置板が左右一対の側木の間で床面と平行に固定されている点(特徴①)及び左右方向から見て、側木が床面から斜めに立ち上がっており、側木の下端が、脚木の前方先端の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接していることによって、側木と脚木が約 66 度の鋭角による略 L 字型の形状を形成している点(特徴②)において形態的な特徴を有する(以下「本件形態的特徴」といいます。)とし、主位的には、原告製品の全体が商品等表示に該当すると主張し、予備的に、本件形態的特徴が商品等表示に該当すると主張しました。

原判決は、まず、商品の形態の商品等表示該当性を主張する場合には商品の形態のうち出所表示機能を

発揮する商品等表示部分を明確に特定する必要があるものと解するのが相当である<sup>8</sup>とした上で、主位的主張は、商品の形態のうち出所表示機能を発揮するという部分を明確に特定していないため、主張自体失当であるとしています。

その上で、予備的主張の判断において、商品の形態が商品等表示に該当する場合の判断基準として、特別顕著性及び周知性に加え、商品等表示に該当すると主張された表示が複数の商品形態を含む場合において、その一部の商品形態が商品等表示に該当しないときは、上記表示は、全体として商品等表示に該当しないと解するのが相当であるとしてきました。そして、原告製品は、複数の特徴が組み合わさることによって、究極的にシンプルでシャープな印象を与える直線的構成美を空間上に形成したという限度において形態としての特徴を有するとして一方で、原告らが本件形態的特徴に含まれると主張する被告製品については、原告製品の究極的にシンプルでシャープな印象を与えるものではないと認定しました。したがって、本件形態的特徴に含まれる少なくとも一部の商品形態が商品等表示に該当しないため、本件形態的特徴は、全体として商品等表示に該当しないと判断しました。

### (2)著作物該当性について

美術工芸品以外の実用目的の美術量産品であっても、実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えている場合には、美術の範囲に属するものを創作的に表現したものとして、著作物に該当すると解するのが相当であるとした上で、被告製品が原告製品のような究極的にシンプルでシャープな印象を与えるものではないため、原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないことは明らかであるから、仮に原告製品に著作物性を認めたとしても、被告製品が著作権を侵害するものではないと判断しました。

## 5. 本判決について

本判決は、結論として原告らの控訴をいずれも棄却していますが、その理由付けは原判決と異なっています。

### (1)不正競争行為該当性について

本判決は、商品等表示該当性について、特別顕著性及び周知性を満たす場合には、当該商品の形態が商品等表示に該当するとしました。

その上で、原告製品について、前述の特徴①、特徴②に加えて、側木の内側に形成された溝に沿って座面板と足置板の両方をはめ込み固定する点(特徴③)を不可分に結合させた上、側木と脚木を一直線とするデ

<sup>8</sup> 判決文中において知財高裁平成17年7月20日判決を参照しています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

デザインを採用したことにより、他の製品にはみられない洗練されたシンプルでシャープな印象を与え、他社の同種製品とは異なる特別顕著な特徴(以下「本件顕著な特徴」という。)となっていたと認定しました。

なお、特別顕著性の判断にあたっては、原告製品の具体的構成が被告製品の販売時点で販売されていた他社の同種製品においてもみられるかを詳細に判断しています。

そして、原告製品が複数の賞を受賞していたこと、雑誌やSNSにも掲載されていたこと、本件顕著な特徴を確認することができる状態で展示されており、本件顕著な特徴を確認できる写真が雑誌や広告に掲載されていたことから、周知性も認められるとして、本件顕著な特徴が商品等表示に該当すると判断しました。

一方で、被告製品は、上記特徴③を具備しておらず、本件顕著な特徴を充足していないとして、不正競争行為該当性を否定しました。

### (2) 著作物該当性及び著作権侵害の成否について

本判決は、実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られると解するのが相当であるとした上で、上記特徴①ないし③は子供用椅子としての機能から分離することが困難なものであるから、椅子としての実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象とすることができるような部分を有するということはできないし、専ら美的鑑賞目的で制作されたものであるともいえないとして著作物該当性を否定しました。

その上で、仮に原告製品が著作物に該当するとしても、被告製品は原告製品の洗練されたシンプルでシャープな印象とは異なるものであるため、被告製品から原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないとして、著作権侵害は成立しないとしました。

## 6. 検討

平成 27 年判決、原判決、本判決の判断内容は下記の表のとおりです。

		平成 27 年判決	原判決	本判決
不正競争防止法	商品等表示該当性	肯定	否定	肯定
	不正競争行為該当性	否定	判断不要	否定
著作権法	著作物性	肯定	判断せず	否定
	著作権侵害	否定	否定	否定

原判決と本判決では、商品等表示に該当すると主張された表示が複数の商品形態を含む場合において、その一部の商品形態が商品等表示に該当しないときは全体として商品等表示に該当しないと解するのが相

当であるという 3 つ目の要件を採用するか否かによって結論が異なります。かかる要件を採用した裁判例が散見される(東京地裁令和 4 年 3 月 11 日判決・判タ 1505 号 231 頁、東京地裁令和 4 年 12 月 23 日判決・判タ 1511 号 231 頁等)ところ、今後の実務上の動きに注目する必要があります。

また、本判決では、商品等表示該当性の判断において、原告製品の構成と類似する構成が被告製品の販売時点で他社の同種製品に使用されていたかを詳細に認定した上で特別顕著性を検討しており、かかる判断方法は実務上も参考になるものと思われます。

著作物性の判断においては、応用美術についても広く著作権法による保護を認めるという平成 27 年判決の立場を踏襲するのではなく、当該実用品に実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分が含まれる場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られると解するのが相当であるとする立場に変化しており、前述のようにその他の多くの裁判例で示されている考え方に追従した形になります。平成 27 年判決においては著作物性を認めていたにもかかわらず、本判決では著作物性を否定したことについても、かかる判断基準の変化が大きな影響を与えたものと考えられます。

応用美術の著作物該当性及び商品等表示該当性が問題になる場合には、常に実務上の動向に注意を払いつつ、実際の製品の構成要素を丁寧に分析することが重要であると考えられます。

〔岡田 淳、一井 梨緒〕